

今後の施工確保対策について

平成25年11月1日
建設政策課
技術管理課

1 現状と課題

県では、これまでも工事の適正な品質確保に向けた施工の推進に努めてきたが、県民の安全・安心のため、頻発する自然災害からの迅速な復旧工事が求められる中で、今後の発注状況によっては、配置予定技術者や技能者など現場の労働者不足が生じ、計画に沿った円滑な工事の施工が困難となることが懸念されている。

東日本大震災発生に当たっても被災地域を中心とした施工確保対策が講じられてきたが、今回の豪雨災害等を踏まえ、本県独自の施工確保対策を実施する。

2 今後の施工確保対策と実施予定

(1) 現場代理人の常駐義務緩和（11月5日予定）

- ① 2,500万円未満の工事は3件兼務可能。
- ② 災害復旧工事は、5件兼務可能。（上限7,500万円） 【緊急措置】
- ※ ①、②とも市町村工事も対象

（現行：合計金額2,500万円未満の県工事について2件兼務可）
・主任技術者の専任緩和について国への要望を検討（5km以内→10km以内）

(2) 入札不調案件等への対応 【緊急措置】

① 1者入札の取扱いの変更（11月5日予定）

鋼構造物工事等、JV、総合評価落札方式においても1者入札を認める。

② 再度入札時の指名競争入札の活用（11月中旬～下旬）

入札不調の場合には、指名競争入札による再度入札を認める。

(3) 発注ロットの大型化（11月中旬～下旬） 【緊急措置】

- 災害復旧工事等においては、経済対策としての「分離・分割発注の徹底」の原則にかかわらず、発注ロットの大型化を認める。

(4) 発注の平準化の推進（12月上旬） 【緊急措置】

- 企業の手持ち工事、技術者等に配慮した適切な工期設定等による発注の平準化の推進に努める。
特定の時期に発注が集中しないよう配慮する。

【緊急措置】については、平成25年度の特例措置として実施。